

2 手帳の交付申請は、どこで行うのですか？

手帳の申請窓口は、お住まいの市区町村役場です。

手帳は、各種の福祉サービスを受けるために、障害があることを証明するものです。

障害の区分に応じて、次のとおり手帳が交付されます。

身体障害のある方…身体障害者手帳

知的障害のある方…療育手帳（名古屋市内の方については、愛護手帳）

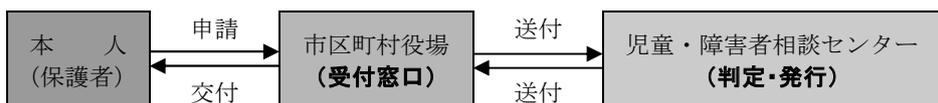
精神障害のある方…精神障害者保健福祉手帳

戦傷病者の方……戦傷病者手帳

手続きの流れは下図のとおりですが、名古屋市及び中核市（豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市）にお住まいの方については、一部異なることがあります。

また、手帳の交付を受けた後に障害の程度に変更があった場合にも、申請時と同様の手続きが必要となります。

○身体障害者手帳

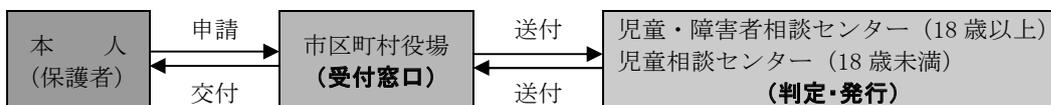


※中央・西三河・東三河 児童・障害者相談センターで行っています。

申請に必要な書類等

- ① 身体障害者手帳交付申請書（用紙は市区町村役場にありますが。）
- ② 指定医師の意見を付した診断書（用紙は市区町村役場にありますが。）
- ③ 写真（上半身・正面・脱帽・1年以内のもの・縦4cm×横3cm）
（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布で覆うことも可能です。）
- ④ 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）

○療育手帳

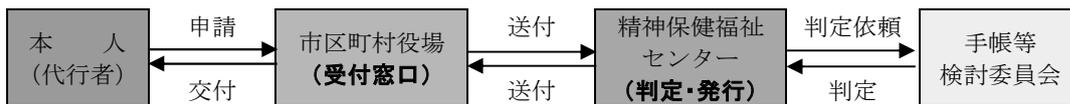


※一部の市町村では、18歳未満の方についても児童・障害者相談センターが所管しています。

申請に必要な書類等

- ① 療育手帳交付申請書（用紙は市区町村役場にありますが。）
- ② 写真（上半身・正面・脱帽・縦4cm×横3cm）
（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布で覆うことも可能です。）
- ③ 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）

○精神障害者保健福祉手帳



申請に必要な書類等

(1) 診断書による申請の場合

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 写真（上半身 縦4cm×横3cm）
（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布で覆うことも可能です。）
- ③ 手帳用の診断書
- ④ 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）
※①と③の用紙は市区町村役場（精神保健福祉担当課）及び医務課ホームページ
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/>（ダウンロード）にあります。

(2) 障害年金証書等の写しによる申請の場合

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 写真（上半身 縦4cm×横3cm）
- ③ 年金証書等の写し
- ④ 年金等の振込通知書又は振り込まれた預金通帳
- ⑤ 同意書
- ⑥ 個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）
※①と⑤の用紙は市区町村役場（精神保健福祉担当課）及び医務課ホームページ
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/>（ダウンロード）にあります。

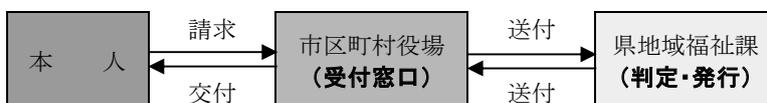
＜障害者手帳アプリによる減免について＞

障害者手帳（身体・療育・精神）の提示に代えてスマートフォンの障害者手帳アプリ※の提示により、施設利用料や運賃の減免が受けられる場合があります。

詳しくは、それぞれの施設や交通事業者にご確認ください。

※障害者手帳に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つアプリ（ミライロID）

○戦傷病者手帳



申請に必要な書類等（傷病恩給等の受給者の場合）

- ① 戦傷病者手帳交付申請書（用紙は市区町村役場にあります。）
- ② 恩給証書等の写し又は裁定通知書の写し
- ③ 住民票の写し（本籍地の記載されたもの）
- ④ 写真（上半身 縦4cm×横3cm）2枚
- ⑤ 身元確認ができる書類（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）